十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第四項の規定による加算額及び平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」と、同項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項の規定の適用を受ける老齢厚生年金の受給権者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「全部（」とあるのは、「全部（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八十七条の規定により読み替えられた」とする。

附則第七条第一項中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次項において「昭和六十年改正法」という。）」を「昭和六十年改正法」に、「附則第五条第一項中」を「同項中」に、「）第三条の七各号に掲げる老齢又は」とあるのは「旧厚生年金保険法による老齢年金」を「）第三条の七各号に掲げる老齢又は」とあるのは「昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金（以下この項において「旧法老齢年金」という。）」に改め、「含む。）と」の下に「、同項第一号中「老齢厚生年金の全部（厚生年金保険法第四十四条の三第四項に規定する加算額、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。附則第七条において「昭和六十年改正法」という。）附則第五十九条第二項に規定する加算額及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十八条第一項又は第六項の規定による加算額を除く。）又は障害厚生年金」とあるのは「旧法老齢年金又は昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による障害年金」と」を加え、「改正前厚年令第三条の七各号に掲げる老齢又は」とあるのは「旧厚生年金保険法による老齢年金」を「改正前厚年令第三条の七各号に掲げる老齢又は」とあるのは「旧法老齢年金」に改め、同条第二項中「）第三条の七各号に掲げる老齢又は」とあるのは「旧船員保険法による老齢年金」を「）第三条の七各号に掲げる老齢又は」とあるのは「旧船員保険法による老齢年金又は昭和六十一年経過措置政令」を「旧法老齢年金又は昭和六十一年経過措置政令」に改める。

附則第十条の見出しを「（平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置）」に改め、同条第一項中「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第二項」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法第二条の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による退職共済年金を含む。次項及び次条において「平成八年改正前国共済法による退職共済年金」という。）を削り、同条第二項中「平成八年改正前国共済法による退職共済年金」を「平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金」に改める。

附則第十一条（見出しを含む。）中「平成八年改正前国共済法による退職共済年金」を「平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金」に改める。

附則第十二条中「、廃止前農林共済法」を「、移行農林共済年金」に、「。以下「平成十三年統合法」という。）附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。）による」を「）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。次条及び第十四条において同じ。）のうち」に、「廃止前農林共済法による退職共済年金（」を「平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金（第二号及び第三号において「移行農林共済年金」という。）のうち退職共済年金（」に改め、「含む。）」と」の下に「、同項第一号中「（厚生年金保険法」とあるのは「（平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する厚生年金保険法」と、「に規定する加算額、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。附則第七条において「昭和六十年改正法」という。）附則第五十九条第二項に規定する加算額及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十八条第一項又は第六項の規定による加算額を除く。）又は障害厚生年金」とあるのは「旧法老齢年金又は昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による障害年金」と」を加え、「改正前厚年令第三条の七各号に掲げる老齢又は」とあるのは「旧厚生年金保険法による老齢年金」を「改正前厚年令第三条の七各号に掲げる老齢又は」とあるのは「旧法老齢年金」に改め、同条第二項中「）第三条の七各号に掲げる老齢又は」とあるのは「旧船員保険法による老齢年金」を「）第三条の七各号に掲げる老齢又は」とあるのは「旧船員保険法による老齢年金又は昭和六十一年経過措置政令」を「旧法老齢年金又は昭和六十一年経過措置政令」に改める。

附則第十三条及び第十四条中「平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する」を削る。

附則第二十条中「（厚生年金保険法」とあるのは「（」を「厚生年金保険法第四十四条第一項」とあるのは「」に、「いう。）」を「いう。）第四十四条第一項」に、「同項第二号」を「同項第一号中「全部（厚生年金保険法」とあるのは「全部（平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法」と、「国民年金法等の一部を改正する法律」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第八十八条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律」と、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）とあるのは「平成二十四年一元化法」と、同項第二号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之